開発行為許可申請書(記載例)

	都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 ※ 手 数 料 札 令和 ○年 ○月 ○日														大料 欄				
				八	王	子礻	片長		設								人		
	許可申請者 住 所 八王子												市●●町1番1号				氏名 △△株式会社		
申請者が法人の場合、住所は主たる 氏 名 ■■株式会社																	代表取締	役 △△ △△	
事務層	ロバル 听の所 代表者	f在 ^t	也、氏	名は	法人			17.	泊			风云和 D締役		00		電話	042 (○○	00) 0000	
χUΊ	VIXE	ונטו				: 17 /	<u></u> →	· h	フュ	.b -kd	÷ 10		アナ		▲ □.1.0	9 4 平	100	0 巨巫の	·17
	開	1	用(カ元 凸域に占まれる地域の									①八王子市●●字▲号1234番、1235番の一部、						
			名	名 称								1235番地先							
		2	開	発	Š.	区	域	O,)	面	積	A A	A. A	4	∑方メート	ルー		実測値(全体求稅	責)
	発	3	予	定	建	築	物	等	の	用	途	専用	目住宅			_		ようとする建築 を記載	物
	行					行	者	住	所	氏		上八	三子市	△町一	丁目2番	3号			
		4	エ	事	施						名		\	V 41	小士玉金	eп. —		7	
												OC) 休八:	会住 /	代表取締	佐 ロ			
	為	5	エ	事	着	手	予	定	年	月	日	令和	口〇年	〇月〇	日 -	<	「許可の	翌日」等でも可	
	の	6	エ	事	完	了	予	定	年	月	日	令和	口〇年	○月○	日	4	「着工から	〇〇日」等でも「	ij
	概		自己	己の月	居住	の用	に供	する	60), É	己								
		7	7 の業務の用に供するもの、										②その他						
			₹ (の他のものの					<i>፲</i> ፱ህ										
	要	0	法	第				のる			号	⊘ ∃⊬ ≈	F-117						
		8	及	び								③非該当							
		9	そ	0)	他	卫业	스 <u>통</u>	要 :	な	事	項	④宅地造成等規制法第8条た				ただし	書該当		
	*	受	,	付	番	÷	号					年	月	日	八整	查開第		号	
	*	許	可は	2 付	し	た条	伴												
	*	許	-	可	番	ŕ	号					年	月	日	八整	査開第		号	

- 備考1 宅地造成等規制法〈昭和36年法律第191号〉第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同 法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
 - 2 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
 - 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 4 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 5 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 - 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その 手続の状況を記載すること。

- ① 開発区域のすべての地番表示(一筆の一部がある場合「~の一部」、無地番の場合は「○番地 先」と記載)
- ② 自己用とは、許可申請者と実際に予定建築物等を使用する者が同一である場合。分譲住宅、社 宅、賃貸住宅、及び貸しビル等を建築する場合は自己用には該当しない。
- ③ 開発区域が市街化調整区域内の場合、該当する条項の号を記入。市街化区域内の場合、「非該当」と記入。
- ④ 宅地造成等規制法第8条ただし書に該当する場合その旨を記入。他法令に関係しない場合、「非該当」と記入。
- ※ 工区分けする場合は、「1.開発区域に含まれる地域の名称」、「2.開発区域の面積」及びその 他工区ごとに内容が変わる項目があればその項目について工区ごとに記載すること。書ききれ ない場合は別紙でも可。